

グループホーム怡土利用料金表

令和6年6月1日 現在

	介護費（1割負担分）30日	食材費	水道光熱費	家賃	合計（円）
要支援2	29,256	30,000	15,000	25,000	99,256
要介護1	29,405				99,405
要介護2	30,743				100,743
要介護3	31,598				101,598
要介護4	32,230				102,230
要介護5	32,899				102,899

上記の利用料の他、以下の金額を負担して頂きます。

1. 初期加算として、入所の日から起算して30日以内の期間については1日につき31円が加算されます。
(1日31円×30日=930円)
2. 理美容代・教養娯楽費・日用品費・おむつ代等は実費負担となります。
3. 敷金は入所月の利用料とともに家賃の3ヶ月分（75,000円）を負担して頂きます。
尚、契約解除による退居に際し、居室の清掃、補修等の費用は敷金で精算致します。
4. 病院の医師が3カ月以内に退院できると判断し、退院後に再入居の受け入れ体制を整えている場合
1月に6日を限度として1日257円が加算されます。
5. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱとして月に16円加算されます。

グループホーム怡土運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人怡土福祉会は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を運営するにあたり、要支援2、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、介護保険法第8条の規定による共同生活を営むべき住居（以下「グループホーム」という。）において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者が精神的に安定して健康で明るい生活が送れるよう支援し、利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者一人ひとりの人格とプライバシーを尊重し、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な援助を行う。

- 2 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れるよう努めるものとする。
- 3 介護保険法運営基準省令97条による認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護とならないよう配慮するものとする。
- 4 グループホームの業務に従事する者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行ってはならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 社会福祉法人 怡土福祉会 グループホーム怡土
所在地 福岡市西区北原2丁目15番10号

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は、9名とする。(1ユニット9名)

(定員の遵守)

第5条 施設は入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

(職 種)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護に従事する者は、認知症である者の介護の経験を有する「介護職」とする。

(員 数)

第7条 介護保険法第157条に規定する員数を充足するため、介護に従事する者の員数は、管理者1名(常勤兼務)、計画作成担当者1名(常勤兼務)、介護職員8名(常勤兼務3名、常勤専従4名、非常勤1名)看護師1名(非常勤)とする。

(職務内容)

第8条 介護に従事する者の職務内容は、第1条及び第2条の規定に基づき、グループホームにおいて共同生活を営む利用者の日常生活上の世話を家庭的な環境の下で行い、身体的、精神的状況を的確に把握し、個々の利用者に適合した機能訓練等を行うなど、能力に応じ自立した日常生活ができるようにし、グループホームにおいて健康で明るい日常生活が営めるよう援助するものとする。

2 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二、継続研修 年2回

第3章 入退居

(入退居)

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護は、要支援2、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認するものとする。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。
 - 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
 - 5 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
 - 6 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(入退居の記録)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している施設の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(入居に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者は入居申込及び入居に際し、主治の医師の診断書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証を提出するものとする。
- 2 利用者は、家族等と外出（長時間）及び外泊を行うときは、グループホーム管理者に届けなければならない。
 - 3 利用者が故意又は過失によって施設に物的損害を与えたときは、その損害を弁償し現状に修復しなければならない。
 - 4 損害の弁償額は、状況に応じて減免することができる。

第4章 利用料等

(利用料等の受領)

第12条 利用者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けた場合には、利用料として、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護（予防介護）サービス費用基準額から当該指定共同生活事業者を支払われる地域密着型介護（予防介護）サービス費の額を控除して得た額を支払うものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合には、その利用者から支払いを受ける利用の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護（予防介護）サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 利用者は、前2項の支払いのほか、次に掲げる費用の額を支払うものとする。

- | | |
|----------------|-------------|
| 一 食材料費 | 月額 30,000 円 |
| 二 理美容代 | 実費相当額 |
| 三 おむつ代 | 実費相当額 |
| 四 光熱水費及び家賃（別表） | |
| 五 敷金として家賃の3か月分 | |

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 利用者に対する処遇

(給食)

第13条 利用者には、朝・昼・夕の三食を提供する。

2 家庭的な雰囲気を醸成するため、できる限り介護職員と利用者による調理とする。

(入浴)

第14条 入浴は週3日以上とする。

(保健衛生)

第15条 施設は、常に利用者の保健衛生及び施設の環境衛生の向上に努め、次の事項を行わなければならない。

- (1) 衛生意識の向上と適切な指導
- (2) 定期消毒及び害虫駆除
- (3) 利用者及び施設従業員の定期健康診断

(苦情処理)

第 16 条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、損害すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行なう。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応策)

第 18 条 利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた時は、医師または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(秘密保持)

第 19 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様とする。

2 施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(身体拘束)

第 20 条 施設は、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う。）を行わない。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

第 6 章 非常災害対策

(防災防火措置)

第 22 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、防災防火措置として、次の事項を行わなければならない。

- (1) 関係機関と連携し、年 2 回以上の防火設備の点検
- (2) 消防計画の樹立と組織の確立
- (3) 消防計画に基づく避難通報、避難訓練及び消火訓練
- (4) その他防災防火対策に必要な事項

(協力医療機関)

第 23 条 協力病院及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力病院

名 称 医療法人朝菊会 昭和病院
住 所 福岡市西区北原 2 丁目 2 番 6 号
診療科 内科・外科・消化器科・循環器・整形外科・肛門科
脳神経外科・脳神経内科・形成外科

協力歯科

名 称 医療法人朝菊会 昭和歯科
住 所 福岡市西区北原 1-55

附則

1 この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表

第 12 条の規程による利用料は、下表のとおりとする。

	介護報酬 告示額	食材費 (実費相当額)	光熱水費 (実費相当額)	家賃	計	その他の経費
要支援 2	23,857	30,000	15,000	25,000	93,857	下記参照
要介護 1	23,982				93,982	
要介護 2	25,111				95,111	
要介護 3	25,832				96,832	
要介護 4	26,365				96,365	
要介護 5	26,929				96,929	

- 1、 敷金は入所時に家賃の 3 カ月分 75,000 円を支払うこと。
- 2、 理美容代、おむつ代は実費
- 3、 入所時初期加算として 30 日を限度に 1 日 31 円加算
- 4、 病院の医師が 3 カ月以内に退院できると判断し、退院後に再入居の受け入れ体制を整えている場合、1 月に 6 日を限度として 1 日 257 円加算
- 5、 口腔衛生管理体制加算として 1 月に 31 円加算
- 6、 サービス提供体制加算として 1 日に 23 円を加算
- 7、 科学的介護推進体制加算として 1 月に 42 円を加算
- 8、 栄養管理体制加算として 1 月 31 円を加算
- 9、 高齢者施設等感染対策向上加算 I、II として 1 月 16 円を加算

2 割負担の場合

	介護報酬 告示額	食材費 (実費相当額)	光熱水費 (実費相当額)	家賃	計	その他の経費
要支援 2	47,714	30,000	15,000	25,000	117,714	下記参照
要介護 1	47,965				117,965	
要介護 2	50,222				120,222	
要介護 3	51,664				121,664	
要介護 4	52,730				122,730	
要介護 5	53,859				123,859	

- 1、 敷金は入所時に家賃の3カ月分75,000円を支払うこと。
- 2、 理美容代、おむつ代は実費
- 3、 入所時初期加算として30日を限度に1日31円加算
- 4、 病院の医師が3カ月以内に退院できると判断し、退院後に再入居の受け入れ体制を整えている場合、1月に6日を限度として1日257円加算
- 5、 口腔衛生管理体制加算として1月に31円加算
- 6、 サービス提供体制加算として1日に23円を加算
- 7、 科学的介護推進体制加算として1月に42円を加算
- 8、 栄養管理体制加算として1月31円を加算
- 9、 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱとして1月16円を加算

3 割負担の場合

	介護報酬 告示額	食材費 (実費相当額)	光熱水費 (実費相当額)	家賃	計	その他の経費
要支援 2	71,572	30,000	15,000	25,000	141,572	下記参照
要介護 1	71,948				141,948	
要介護 2	75,334				145,334	
要介護 3	77,497				147,497	
要介護 4	79,096				149,096	
要介護 5	80,788				150,788	

- 1、 敷金は入所時に家賃の3カ月分75,000円を支払うこと。
- 2、 理美容代、おむつ代は実費
- 3、 入所時初期加算として30日を限度に1日31円加算
- 4、 病院の医師が3カ月以内に退院できると判断し、退院後に再入居の受け入れ体制を整えている場合、1月に6日を限度として1日257円加算
- 5、 口腔衛生管理体制加算として1月に31円加算
- 6、 サービス提供体制加算として1日に23円を加算
- 7、 科学的介護推進体制加算として1月に42円を加算
- 8、 栄養管理体制加算として1月31円を加算
- 9、 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱとして1月16円を加算